

パーソナル・サポート（個別支援） ・サービスについて

平成22年5月11日

内 閣 府

昨年来の貧困・困窮者支援の取組と今後の課題

1. 昨年来の貧困・困窮者支援の取組

- 年末年始に求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村を必要とすることなく、安心して生活が送れるようになる」ことを目標に、「ワンストップ・サービス・デイ」を11月と12月の2回開催し、「年末年始の生活総合相談」の実施を各自治体に要請。

ワンストップ・サービス・デイ

- ・第1回：平成21年11月30日 実施77か所、協力215市町村、利用2,404名
- ・第2回：平成21年12月 実施204か所、協力400市町村、利用3,926名

年末年始の生活総合相談

- ・大多数の自治体が12月29日及び30日に相談窓口を開庁。実施194自治体 来所5,535名
- ・東京都において、求職中で住居のない方を対象に都内の施設において生活総合相談と宿泊・食事等の提供を実施 入所者860名

2. 今後の課題

- 住居を喪失した求職者の支援に対して国や地方自治体が責任を持って対応したという点で、一定の目的は達成したが、以下の課題について引き続き検討が必要。

- ①貧困・困窮者は氷山の一角。より広い対象者に適用可能な普遍性のある対応策が必要。
- ②利用者一人ひとりのニーズや状態に応じたきめ細かな支援が必要。→「個別的な対応」
- ③年末に「年を越せないのでないか」という不安を抱えなくて済むような、年間を通じて、また、利用者それぞれのステージに応じた一貫した対応が必要。→「継続的な対応」
- ④ワンストップ・サービスの趣旨を踏まえ、縦割り支援体制の克服が必要。→「制度横断的な対応」

「個別的」・「継続的」・「横断的」に提供される『セーフティ・ネットワーク』の構築

○課題に対応するため、非正規労働者や長期失業者、未就職新卒者等を支える雇用・居住・生活面の支援サービスが、「個別的」・「継続的」・「制度横断的」に提供される「セーフティ・ネットワーク」を構築する必要。

「パーソナル・サポート(個別支援)・サービス」の導入—「人によるワンストップ・サービス」の実現

○利用者に対して、「パーソナル・サポーター」が、個別的(マン・ツー・マン原則)かつ継続的に、相談・カウンセリングや各サービスに<つなぎ>、また<もどす>役割を担う。

- ・ イメージは「専門知識をもつ友人」。友人は、病院を退院しても、生活保護を脱却しても、友人であることを止めない。
- ・ 「パーソナル・サポーター」の養成システムのあり方について、諸外国の事例も参考に検討を行う。この場合、NPO や専門学校等教育機関、福祉関係機関等とも連携して、人材育成について相当な能力・実績を有する者を確保する。
- ・ PSサービスの重要性は、若者就労支援に限ったものではなく、高齢者・障害者など全般に通用するものである。
なお、現状においては、これまでのセーフティネットが十分にカバーしていない若年者への対応が特に急がれる。

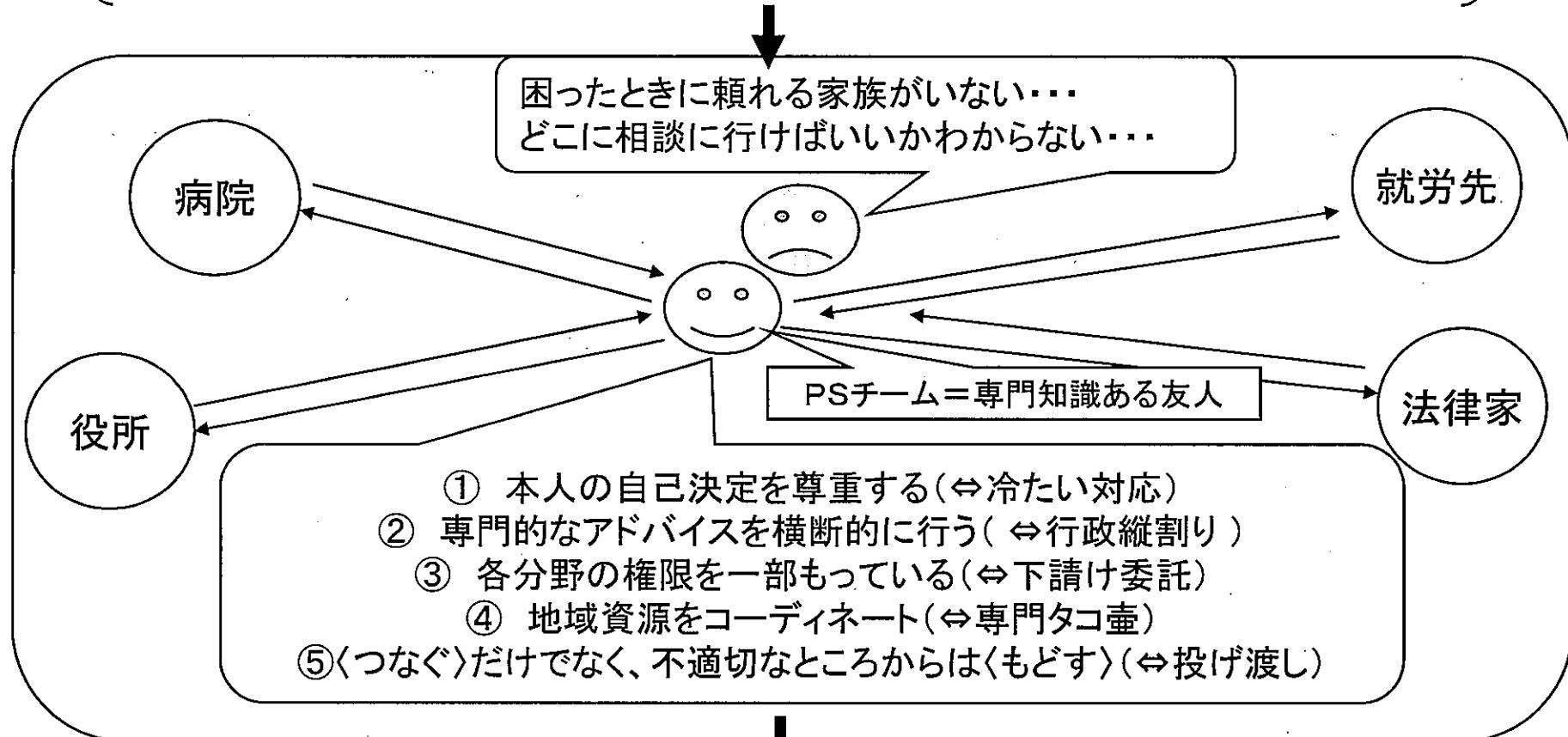
○パーソナル・サポート・サービスが有効に機能するためには、行政や制度の「縦割り」を乗り越え(「連携」を超えた「一定の権限付与」が不可欠)、地域で制度横断的な支援体制を作る必要がある。

○また、パーソナル・サポート・サービスの提供主体については、顔の見える水平的な個別支援を継続させる必要から、地域のNPOや教育機関、民間企業などの積極的参加が不可欠。

「パーソナル・ソーター」のイメージ

孤立化した「人」と、縦割り化・複雑化した「制度」 → 無縁・孤立・貧困

- ・誰も気にかけない中での孤立・孤独死・社会的入院・劣悪施設…。
- ・相談先ではどこでも「ウチでは無理」と言われるばかり…。
- ・心身疲弊して健康悪化、意欲の喪失。→失業の長期化、医療費等社会保障費の増大

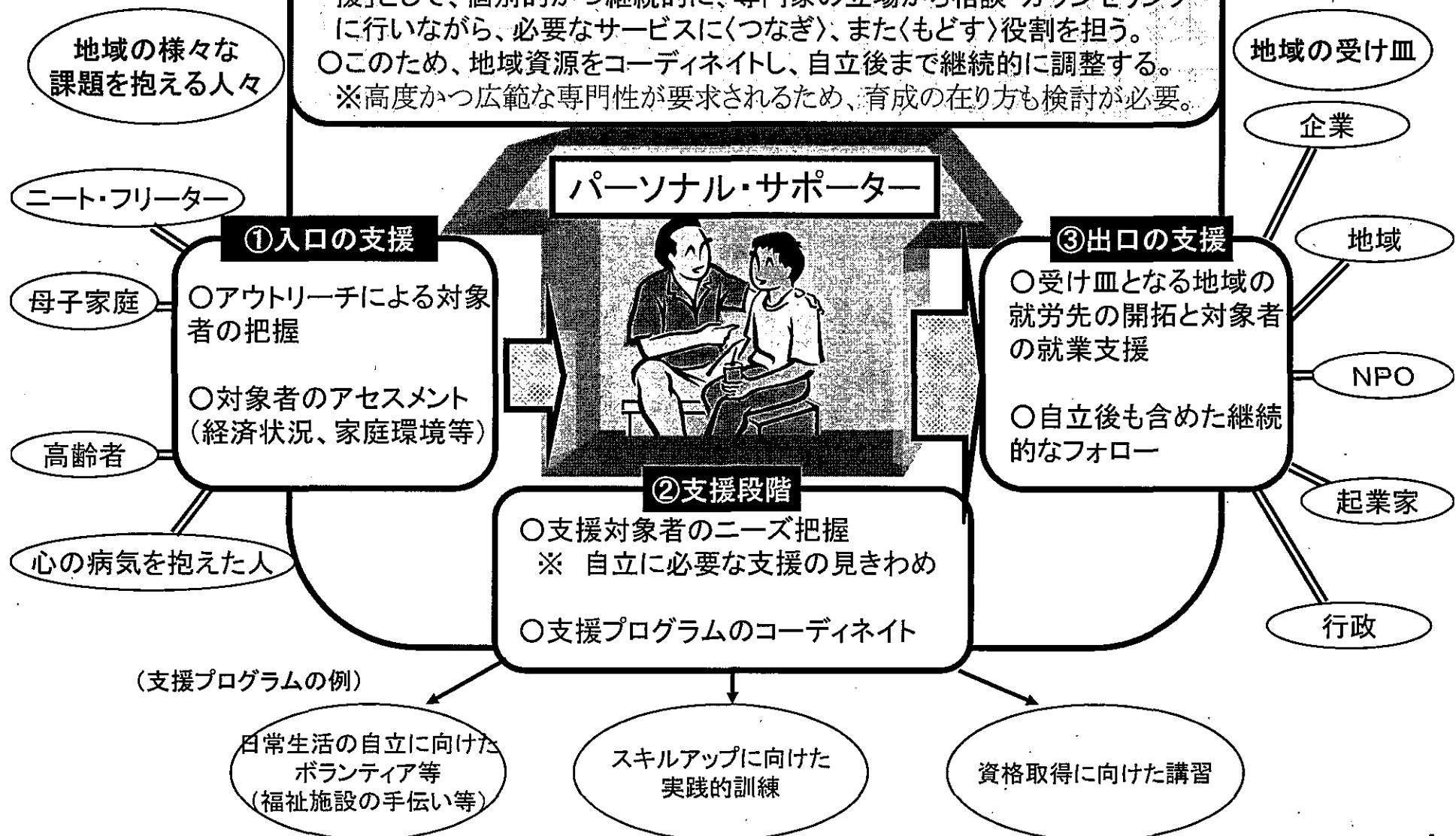


良質なハローワーク職員・ケースワーカー・民生委員や民間相談機関が個人的に手弁
当で担ってきた領域を制度化。

「パーソナル・ソーター」の支援プロセス(イメージ)

<「パーソナル・ソーター」の役割>

- 生活・居住形態や就労の有無などにかかわらず、「寄添い型・伴走型支援」として、個別的かつ継続的に、専門家の立場から相談・カウンセリングを行いながら、必要なサービスに〈つなぎ〉、また〈もどす〉役割を担う。
- このため、地域資源をコーディネイトし、自立後まで継続的に調整する。
※高度かつ広範な専門性が要求されるため、育成の在り方も検討が必要。



<参考例>イギリスのパーソナル・アドバイザー(概要)

○イギリスでは、「ニューディール政策(1998年～)」の一環として、ジョブセンター・プラス(※1)を中心に、離職期間に応じた就労支援を展開しており、一定の成果をあげている(※2)。

※1 求職者手当、所得補助、就労不能手当等の給付サービスや職業・教育訓練等の雇用サービスを総合的に提供する機関
 ※2 2009年10月から、新たに4段階として、専門プロバイダーによる就労支援を展開(フレキシブル・ニューディール)。

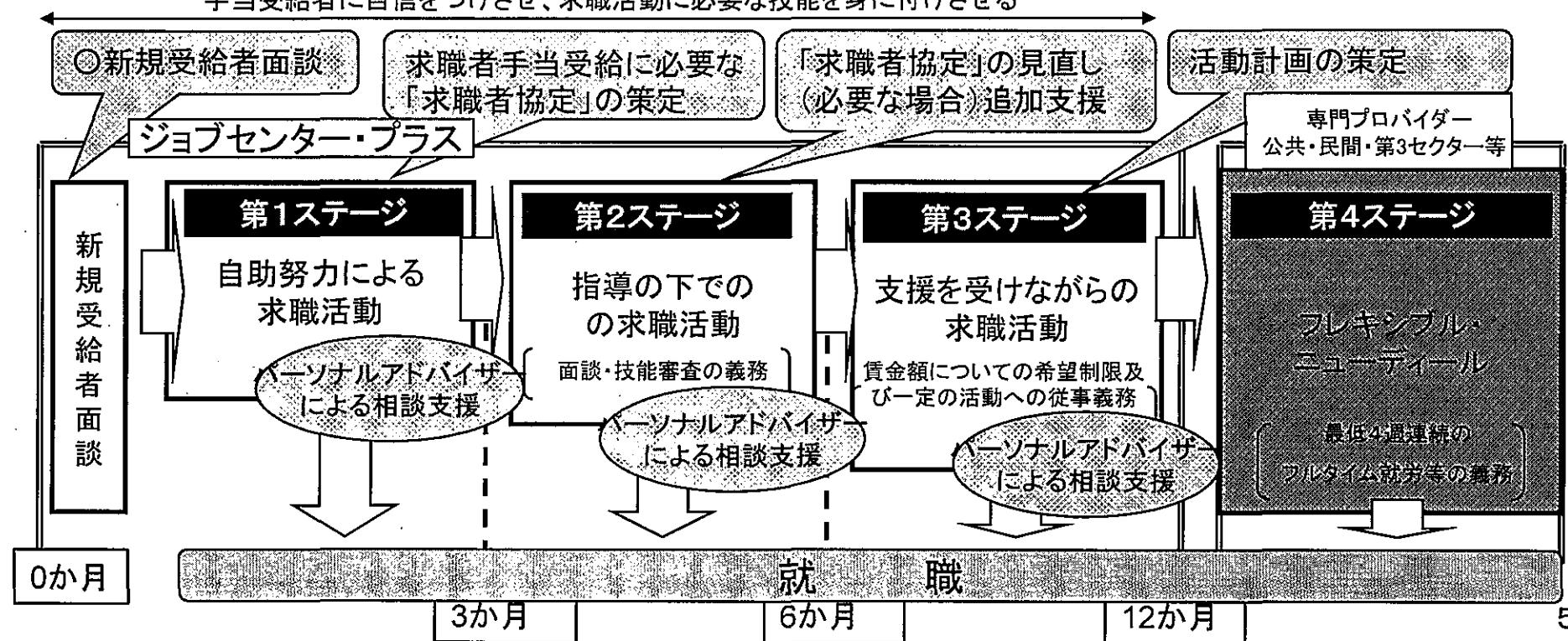
○全国約1,500か所のジョブセンター・プラスに9,000人(2006年)を超える「パーソナル・アドバイザー」を配置。
 求職者手当受給者一人一人にパーソナル・アドバイザーがつき、就職活動を一貫してサポート(手当受給者は面談を受ける等の義務を負う)。

○相談は定期的(2週間に1回)に実施。1人当たり所要時間は相談者の支援の必要度に応じ20～60分程度。

○パーソナル・アドバイザーは、就職支援に関する相当の専門的知識が必要(45%の者が5年間以上の経験、また、助言・指導に関する資格(例:NVQレベル3又は4)の取得が推奨)。

担当する手当受給者に対し、個別的・継続的な面談及び就職に結びつく活動の提案を実施し、

手当受給者に自信をつけさせ、求職活動に必要な技能を身に付けさせる



「パーソナル・サポート」の具体的な検討について

1. 「パーソナル・サポート」に関する検討課題

①パーソナル・サポート(PS)サービスの基本的な考え方

- ・PSサービスが想定する、主な対象者と支援分野
- ・PSサービスの制度的な位置づけ など

②「パーソナル・ソポーター」の具体的な設計

- ・パーソナル・ソポーターの役割、任務、権限
- ・パーソナル・ソポーターの養成・確保体制、必要な人数見通し など

③PSサービスを支える地域体制の構築 等

- ・PSサービスの実施主体、地域の包括的支援体制の構築
- ・PSサービス導入の推進体制とスケジュール設定 など

2. 「モデル・プロジェクト」の取組

○パーソナル・サポートの具体的検討では、現場レベルでの取組を踏まえた実際的議論が必須。

➡ 「モデル・プロジェクト」の実施

- ・非正規労働者や長期失業者等への支援の実績等のある地域(自治体)において、パーソナル・サポート導入の「モデル・プロジェクト」を実施する方向で検討・調整中。